

福岡県パーソナルデータ連携基盤調査・設計業務委託に係る 企画提案公募仕様書

1 業務名

福岡県パーソナルデータ連携基盤調査・設計業務委託に係る企画提案公募仕様書

2 目的

本県では、令和4年3月に県の DX、デジタル化に向けた取組を強化・加速させるための戦略である「福岡県 DX 戦略」を策定し、データ利活用を推進するための仕組みとして、データ連携基盤の構築を進めることを目標に掲げている。

データ連携基盤には、「非パーソナル」及び「パーソナル」の2つの領域があり、それらをセットで整備することがデータ利活用を推進する上でも重要となるが、個人情報を含まない「非パーソナル」領域のデータ連携基盤は令和6年度中に構築を行うこととしている。

一方、「パーソナルデータ」を流通させるためのデータ連携基盤(以下、「パーソナルデータ連携基盤」という。)については、個人情報といった機微なデータを取り扱うことから、法令関係や本人の同意の在り方、セキュリティ対策など様々な論点が存在するため、基盤構築にあたっては、専門的な観点から十分に検討する必要がある。

本事業は、パーソナルデータ連携基盤の構築に向けた調査・検討および設計を行うものである。

3 本県におけるパーソナルデータ連携基盤基本方針

- ・複数の地域や団体、分野をまたいでデータを収集し、県民や企業が必要とする情報を、個別に、わかりやすく、遅延なく利用するための基盤である。
- ・県庁だけでなく、県内市町村、民間企業、住民がデータを相互利用できる環境とする。
- ・他の都市基盤とも連携出来る機能を具備するものとする。
- ・基盤の共同利用については、デジタル庁より公開された「データ連携基盤の共同利用ガイドブック 2024年10月10日(以下ガイドブック)」を参考にすること。
- ・パーソナルデータ連携基盤の構成要素は内閣府により令和5年8月10日に公開された「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー 第2.0版」(以下、「ホワイトペーパー」という。)に準拠した構成とする。
- ・デジタル庁が推奨するモジュールを利用するものとする。
- ・基盤を構築したベンダー以外の企業もシステムを運用・改修することが出来るようベンダーロックインを排除するものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

5 委託業務内容

業務の内容は次の項目のとおりとする。なお、本業務の遂行にあたり本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜今回の提案内容に含めること。

(1) サービスの事例調査

・パーソナルデータ連携基盤と接続するサービス、およびデータ流通することで価値を提供する連携サービスのユースケースについて、全国事例調査を実施すること。

(2) 共同利用ビジョン策定検討

・デジタル庁から公開されるガイドブックを参考にし、パーソナルデータ連携基盤に関する共同利用ビジョン策定の検討・整理を県と共に実施し、その結果を共同利用ビジョン検討支援資料としてまとめること

① 県下の基礎自治体におけるパーソナルデータ連携基盤および個人認証サービスの整理

・県が提供する情報をもとに、共同利用前の状態を整理すること。

② サービスの設計

・(1)の全国事例から県が選択したユースケースの情報をもとに、「サービス提供スキーム」「サービス利用者の範囲」を検討支援・整理すること。

③ 共同利用する基盤の設計

・県下の基礎自治体と共同利用するパーソナルデータ連携基盤および個人認証サービスに関し、「基盤提供スキーム」「パーソナルデータ連携基盤の数」「個人認証サービスの数」「パーソナルブローカー(データ管理方式)」「身元確認レベル」「本人認証レベル」を検討・整理すること。

④ 共同利用する基盤の類型

・①②③の情報をもとに、ガイドブックで定義される「共同利用前の類型」と「共同利用後の類型」を検討・整理すること。

⑤ 共同利用運営組織の類型

・ガイドブックで定義される「共同利用運営組織の類型」を検討・整理すること。

(3) アーキテクチャ基本設計

・前述(1)(2)で整理された情報をもとに、一般社団法人データ社会推進協議会が公開する「パーソナルデータリファレンスアーキテクチャ」を参考にし、以下設計書を整理し、その結果をアーキテクチャ基本設計書としてまとめること。

① データ連携基盤システム構成図

・データ連携基盤、サービスなどのシステム概要を整理すること。

② ステークホルダリスト

・個人、サービス提供者、データ連携基盤提供者などのステークホルダを整理すること。

③ ビジネス関係

・ステークホルダに関するビジネス関係を整理すること。

④ トラスト関係

・ステークホルダに関するトラスト関係を整理すること。

⑤ 個人利用者 ID 定義

・個人利用者に関する個人認証サービス、パーソナルデータ連携基盤、各サービスとの ID の関係性を整理すること。

⑥ データフローシーケンス

・ステークホルダに関する取り扱うデータのフローを整理すること。

(4) データ連携基盤の要件定義

・前述(1)(2)で整理された情報をもとに、福岡県データ連携基盤に求められる下記要件を整理すること。

①機能要件

・必要な機能内容を整理すること。

②非機能要件

・可用性、拡張性、運用・保守性、セキュリティ、アクセス環境について必要な要件を整理すること。

③スケジュール

・サービス稼働までのデータ連携基盤及び関連システムの構築、試験、運用スケジュールを作成すること。

(5) 必要経費の積算

・前述(1)(2)(3)(4)で整理された情報をもとに、本データ連携基盤に係る経費、運用保守経費を積算すること。

6 業務体制

・本業務を受託した際には、契約後 1 週間以内に業務計画書を提出し、県の承認を得ること。業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。

・受託者は、業務の遂行にあたり複数人で構成された体制を整備し、県と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言、およびその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面またはWeb会議形式にて行うこと。

7 事業完了報告

委託期間満了後、速やかに事業報告書(任意様式)を提出すること。提出部数は、電子データ1部(CD-ROM 等の電子媒体)とし、以下の内容を含むものとする。

(1) 業務完了報告書

一式

(2) パーソナルデータ連携基盤の検討に係る資料

①共同利用ビジョン検討支援資料

②アーキテクチャ基本設計書

(3) その他本事業に付随して作成・収集した資料で委託者が必要と認める資料

8 参考資料の貸与・提供

本業務の履行に際し必要と認めるものに限り、受託者に資料を貸与・提供する。受託者は本県から提供された資料等について、本業務以外の目的に使用してはならない。

9 知的財産権の帰属について

本事業における成果物の著作権の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、本県と別途協議するものとする。
- (3) 本事業の実施により得られた成果物、情報等については、本県に帰属するものとし、受託者は本県の許可なく使用または流用してはならない。

10 その他

- (1) 本提案は、1事業者ごとに1提案を上限とする。
- (2) 本提案は、「福岡県パーソナルデータ連携基盤調査・設計業務委託先候補者」を選定するものであり、本県の都合で契約締結を行わない場合があることに留意すること。
- (3) 本提案の評価は、提案者の技術力などを評価するために行うものであって、提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではないので留意すること。
- (4) 成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 委託事業に係る成果物の所有権は、本県が実施する検査に合格し、成果物を受領したときに受託者から県に移転するものとする。成果物の所有権が本県に移転したときに、県は受託者の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
- (6) 本業務によって作成し本県に提出された成果物の他これに類する著作物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。)は、本県に帰属する。受託者は、本県及び本県に利用を許諾された第三者による著作権の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、受託者は、当該著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。